

HOME type-S2 HOME-BOX2 試用約款

第1章 本サービスの総則・用語の定義

第1条 (約款の適用)

本約款は、キャノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キャノン」といいます）が提供する本サービス（第3条に定義される）の試験利用（以下「試用」といいます）の条件を定めたものです。お客様は、本サービスを試用する場合、本約款に同意いただく必要があります。

第2条 (用語の定義)

本約款において使用される各用語の定義は、次の各号に定める通りとします。

- (1) 「HOME-BOX2」とは、第3条第1号に定める情報共有機能を提供するためのSaaSサービスをいいます。
- (2) 「HOME-CC」とは、第3条第2号に定める運用支援サービスを提供するセンターをいいます。
- (3) 「ライセンスNo.」とは、キャノンが指定するお客様の契約識別子・契約番号をいいます。
- (4) 「リモートオペレーション」とは、お客様の承諾を前提に、キャノンがHOME-CCとおお客様のPCをインターネット上の中継サーバーを介して、HTTP/HTTPSを用いて接続し、遠隔操作することをいいます。

第3条 (本サービスの内容)

「本サービス」とは、本条第1号に掲げるサービス・機能をお客様に提供し、その運用を支援する、IT支援サービスです。

- (1) 次の情報共有機能を有するHOME-BOX2の提供。
アクセス権の管理が可能な100GBの共有ファイルサーバー機能。
なお、HOME-BOX2の利用にあたり、キャノンはお客様に対して、6つのユーザーID（管理者ID含む）および100GBの共有ディスクを付与します。
- (2) 次の業務を実施するHOME-CCの提供。
 - ① 本サービスの利用に際しての操作方法や機能に関する問い合わせ、本条第1号に関する障害を一元的受け付け、電話およびリモートオペレーションによる解決支援。
 - ② お客様へのHOME-CCからの対応履歴の管理。

第4条 (本サービスの試用申込)

お客様は、キャノン所定の申込フォームに必要事項を記入したうえで本サービスの試用申し込みを行います。

第5条 (試用契約の成立、本サービスの開始)

1. キャノンは、前条に基づきお客様から試用申込を受けた場合、当該申込内容を確認します。キャノンは、申込内容に問題がない場合、お客様に対して、HOME-BOX2の初期ログインIDやパスワード等を記載した、サービス開始の通知（以下「サービス開始通知」といいます）を送付しま

す。当該サービス開始通知の送付をもって、お客様とキャノンとの間の本サービスの試用契約（以下「本契約」といいます）が成立します。

2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、キャノンは本サービスの申込みを承諾しない、または、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 不実の内容にて申込が行なわれた場合。
 - (2) 本サービス提供場所が日本国内ではない場合。
 - (3) 前二号の他、キャノンがお客様に対して本サービスを提供出来ないと判断した場合。

第6条 （本契約の有効期間）

本契約の有効期間は、キャノンが前条に基づきお客様に対してサービス開始通知を送付した日から90日間とします。お客様は、本契約が解除、解約されない限り、当該期間中、本サービスを利用することができます。

第7条 （本サービスの停止）

1. キャノンは、次の各号の一に該当する場合、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。
 - (1) 本サービス用の設備を定期・不定期に保守・点検する場合、または工事が必要な場合。
 - (2) 第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを停止した場合。
 - (3) 前各号のほか、本サービスの提供・運営もしくは本サービス用設備の運用上・技術上の観点からキャノンが必要と判断した場合（お客様のデータを保護するために必要な場合、不正アクセスやコンピュータウイルスの侵入を防止するために必要な場合を含みますが、これらに限定されません。）
2. キャノンは、前項に基づき本サービスの提供を停止する場合は、可能な限り事前にお客様に通知するものとします。ただし、緊急時その他やむを得ない場合はこの限りではないものとします。

第8条 （本サービスの廃止）

キャノンは、都合により本サービスの全部または一部を一時的または永続的に廃止することがあります。キャノンは、本サービスの廃止に起因して、お客様に生じた損害について、お客様に対し何らの責任も負わないものとします。

第9条 （本契約の解除）

キャノンは、お客様が次の各号の一つにでも該当した場合、何らの催告なくお客様への通知のみで本契約を解除することができます。

- (1) 破産、民事再生もしくは更生等の申し立てがあったとき、または第三者より差押、仮差押、仮処分、競売等の申し立てを受けたとき、またはその他の債務履行が困難であると判断される相当の事由が発生したとき。
- (2) 自己の振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなったとき、または租税滞納処分を受けたとき。

- (3) 本サービスを継続的に提供するための信頼関係が損なわれる事態が発生したとき。
- (4) 本契約の条項の一つにでも違反したとき。

第2章 HOME-BOX2

第10条 (HOME-BOX2の提供)

キャノンは、HOME-BOX2をキャノン指定のサーバー（以下「指定サーバー」といいます）に収納し、お客様が自ら、キャノン指定の条件下でお客様のPCから電気通信回線を経由して指定サーバーに接続することにより、利用することができる環境をお客様に提供します。

第11条 (ユーザーIDの管理)

1. キャノンは、HOME-BOX2のユーザーIDを、6ユーザーを上限として付与します。
2. お客様は、許諾されたユーザーID数を超えない範囲で、アカウントを設定することができます。お客様は、アカウントを用いてログオンすることでHOME-BOX2を利用することができます。
3. お客様は、お客様以外の法人・団体の方にアカウントを割り振り、HOME-BOX2を利用させることができます。ただし、その場合、お客様は、当該利用者に本契約の内容を遵守させるとともに、その利用状況を管理するものとします。
4. お客様は、ユーザーIDおよびアカウントを自己の責任において管理するものとし、漏洩、不正使用等されないよう厳格に管理するものとします。
5. お客様のユーザーIDおよびアカウントの漏洩、不正使用等により、お客様に生じた損害について、キャノンは一切の責任を負いません。

第12条 (データの管理)

1. HOME-BOX2に保管されるデータは、お客様の責任で一切の追加・削除等のメンテナンスが行われるものとします。キャノンは、お客様が削除したデータについて復元等を行いません。
2. ディスクについては、キャノンにおいてバックアップ運用を行っていますが、ディスク内のデータ消失した場合、キャノンの責任は当該バックアップ運用において可能な範囲でお客様のデータを復旧させることにとどまります。キャノンは、ディスク内のデータが消失したことによりお客様に生じた損害については、一切責任を負いません。

第13条 (本契約終了後の処理)

1. お客様は、本契約が終了した場合、本サービス等の試用にあたってキャノンから提供を受けた資料等およびお客様設備などに保存された資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含み、以下同じとします）を直ちにキャノンに返還または消去するものとします。
2. キャノンは、本契約が終了した場合、本サービスの試用にあたってお客様から提供を受けた一切の資料およびデータ並びに本サービス等用設備などに記録されたデータを、直ちにお客様に返還またはキャノンの判断で消去します。

第3章 HOME-CC (コンタクトセンター)

第14条 (利用時間)

1. HOME-CC の利用時間は、9:00 から 18:00 とします。(年末年始、土日祝日およびキヤノン指定休日を除く)
2. お客様は、サービス開始通知に記載のアドレス宛のメールにて、HOME-CC に問い合わせすることができます。

第15条 (対応可能な問合せ内容)

キヤノンは、次の各号に定める問合せ内容について回答します。

- (1) 本サービスの機能についての問い合わせ。
- (2) HOME-BOX2の操作方法についての問合せ。
- (3) 本契約の内容についての問合せ。

第16条 (リモートオペレーション)

1. キヤノンは、障害時の対応や、操作のご説明等で必要に応じて HOME-CC はリモートオペレーションを行います。使用するリモートツールは、使用するポートを限定し、認証情報は AES256bit で暗号化され、通信は SSL により保護し、リモートで接続するためのインターネット上の中継サーバーにはセッション情報以外は記録されません。
2. お客様は、リモートオペレーション中、画面確認のためにオペレーションに立会うものとします。
3. リモートオペレーションに際して、お客様は、キヤノン指定 URL への PC の接続や再起動等、簡単な PC 操作を行う必要があります。
4. リモートオペレーションでは HOME-CC からお客様 PC へ、またはお客様 PC から HOME-CC へバッチファイル送付やログ取得の目的等でファイルを転送することがあります。
5. リモートオペレーションでは、前項以外の目的でファイル転送することはありません。

第17条 (問合せの終了条件)

お客様からHOME-CCへの各問い合わせについては、次の各号に該当した時をもって、対応が完了したものとみなされます。

- (1) お客様が問題を解決したとき。
- (2) キヤノンが問題に対応すると思われるパッチの入手方法をお客様に通知したとき。
- (3) キヤノンが問題の原因が本サービス以外に起因している旨回答したとき。
- (4) キヤノンが問題の原因がHOME-BOX2以外のハードウェアまたはソフトウェア製品に起因している旨回答したとき。

第18条 (問合せの適用除外)

次の各号に掲げる事項については、HOME-CCの範囲外とします。

- (1) 本サービス以外の事項についての問い合わせ。
- (2) HOME-BOX2のユーザーID作成作業、データの登録作業。

第19条 (回答に関する免責事項)

1. キヤノンは、HOME-CCにおいて、問合せの全てをその場で回答することを保証しません。問合せ内容によっては、その場で回答できないものもあります。その場合には一度、問合せを終了し、キヤノンで回答を精査した後、改めて回答する場合があります。
2. キヤノンは、HOME-CCにおいて、すべての質問に対して必ず回答することを保証しません。お客様向けに発行しているマニュアルや資料に記載されていない事項等、質問の内容によっては回答不可能な場合があります。

第4章 一般条項

第20条 (不可抗力免責)

1. キヤノンは、天災地変その他の不可抗力、感染症、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故その他キヤノンの責に帰することのできない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、責任を負わないものとします。
2. キヤノンは、前項の事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な通信、その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、お客様による本サービスの利用を制限することがあります。

第21条 (届出等)

お客様は、第4条に基づく申込時に記入した情報に変更が生じた場合、その内容をキヤノンの指示に従い速やかに通知するものとします。

第22条 (免責事項)

キヤノンは、次の各号に掲げる事項について何らの保証・補償を行わないものとし、お客様は、予めこれを了承するものとします。

- (1) 本サービス中に記憶されたデータが正確であること。
- (2) 本サービスにバグその他の瑕疵・不具合がないこと。
- (3) 本サービスがお客様の特定の利用目的に適合すること、またはお客様にとって有効であること。
- (4) 本サービスが第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的所有権を侵害していないこと。
- (5) 本サービスへの不正アクセスまたは不正な利用を完全に防止できること。

第23条 (損害賠償)

キヤノンは、キヤノンの故意または重大な過失によるものを除き、本サービスに関してお客様および第三者に生じた損害について、賠償する責任を負わないものとし、また本サービスに関してお客様と第三者との間で紛争が生じた場合であっても、対応する責任を負わないものとします。

第24条 (秘密情報の取り扱い)

キャノンは、本サービスの提供に際して、客観的に秘密と判断できる方法でお客様自らが適切に管理しているお客様の営業上・業務上の情報につき、お客様より開示日および“秘密”である旨を明示した書面または電磁的・光学的記録媒体により開示、提供を受けた場合、当該情報を本サービスの提供以外の目的に使用せず、また、再委託先以外の第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置をとるものとします。ただし、次の各号の一に該当する情報は、本条の対象に含まれないものとします。

- (1) お客様からの開示または提供の時点で公知・公用の情報、またはお客様から開示または提供を受けた後に、キャノンの責によることなく公知・公用となった情報。
- (2) 第三者に対する開示または提供についてお客様の承諾を得た情報。
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手した情報。
- (4) キャノンが独自に開発した情報。
- (5) お客様が第三者に対して秘密保持義務を課すことなく開示している情報。
- (6) 法令または監督官庁等から、開示を要求される情報。

第25条 (個人情報の取扱い)

1. キャノンは、本サービスの提供に際してお客様より開示または提供を受けた個人情報（個人情報保護法に定義される個人情報をいう。以下同じ。）を、本サービスの提供以外の目的に使用せず、また、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置をとるものとします。
2. キャノンは、本サービスの提供に関連して、お客様の運用管理者、その他の従業員等の氏名・部署名・e-mail アドレス等の個人情報を収集し、もしくはお客様から預託を受けた場合、予めお客様に明示した、もしくはお客様との間で合意された利用目的にのみ当該個人情報を利用するものとします。なお、キャノンは当該個人情報で特定される利用者の運用管理者、その他の従業員等（以下情報主体といいます）のうち、運用管理者に対して、キャノンの取り扱う商品、サービス等の情報を定期・不定期に案内することができるものとします。運用管理者は、そのようなキャノンからの案内を希望しない場合は、その旨をキャノンに通知し、かかる案内の停止を求めることができるものとします。
3. キャノンは、情報主体を識別・特定できないように加工したうえで、これを情報主体の承諾なく本件サービスの改良・改善、またはサービスの種類の追加等の目的のために使用もしくは利用することができるものとします。
4. キャノンは、情報主体より、キャノン所定の手続により、その個人情報の照会、修正、削除等を求められ、かつ情報主体本人であることが確認できた場合に限り、遅滞なく個人情報の照会、修正、削除等に応じるものとします。また、利用者の運用管理者から、利用者の従業員等の個人情報について照会、修正、削除等を求められた場合も同様とします。ただし、キャノンは、利用者からの要求に基づき、かかる個人情報の照会、修正、削除等に応じたことに関して、一切責任を負わないものとします。
5. キャノンは、本契約が終了した場合、原則として速やかに個人情報を消去します。ただし、法令

等により保存が義務付けられている情報についてはこの限りではないものとします。

第26条 (反社会的勢力との取引等の禁止)

1. お客様およびキヤノンは、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または、交際しないことを約するものとします。
2. お客様およびキヤノンは、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

第27条 (その他一般条項)

1. お客様は、キヤノンに本サービスの不調をご連絡いただく前に、実施可能な適切な診断と現状障害の確認を行うものとします。
2. お客様は、本サービスの利用のためにキヤノンより発行されたID、問合せ用電話番号、メールアドレスを第三者に開示・提供もしくは漏洩等してはならないものとします。
3. お客様は、本サービスに関連してキヤノンから提供されるソフトウェア、ツール、ドキュメンテーション等を、キヤノンの事前の書面による承諾なく複製、もしくは第三者に提供等してはならないものとします。
4. 本サービスおよびその関連資料等に記載の会社名、製品名は、各社の商標または登録商標です。本サービスの提供は、これらについてお客様に何等の使用権を許諾、譲渡するものではありません。

第28条 (通知の効果)

1. 本契約に基づくキヤノンからお客様に対する通知は、その内容に応じて、専用Webサイト、電子メール、書面により行われます。
2. 本契約に基づく、お客様からキヤノンに対する通知は、本契約に別段の定めがある場合を除き、キヤノン所定の書面の提出により行われるものとします。
3. 書面による通知は、送付先が受領することによって効力が発生するものとします。また、キヤノンからの電子メールによる通知は、キヤノンが電子メールを送信した時点で効力が発生するものとします。

第29条 (専属的合意管轄裁判所)

本契約に関する一切の訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 (協議)

本契約に定めのない事項に関しては、お客様とキヤノンとで協議の上、解決するものとします。

以上